

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府亀岡市北古世町2丁目15番1号		平成 26年 9月 27日 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) ニチコン亀岡株式会社 代表取締役 小林 宏樹 電話 0771-22-5541					
主たる業種	電子部品製造業	細分類番号	2 8 9 9				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	平成23~25年度を平均の基準量に、平成28年度の温室効果ガス排出量を5%以上削減する。						
計画を推進するための体制	代表取締役を委員長とするCSR委員会において、平成23~25年度の平均の排出量を基準年度排出量とする新たな実行計画の進捗管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	5,946.8 トン	5,798.1 トン	5,652.9 トン	5,508.3 トン	-4.9 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	6,151.4 トン	5,798.1 トン	5,652.9 トン	5,508.3 トン	-8.1 パーセント	
	目標の根拠	平成26年度は連続乾燥炉から恒温槽への切り替え、クリーンルームのエアコンの部分時間停止等による電力削減、平成27年度は工場の照明器具を高率的な照明器具へ更新し、工場で5.0%削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 温室効果ガス排出量/生産金額	1.90	1.88	1.86	1.84	-1.76 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	基準年度を基準にして、翌年以後は毎年「1%」改善を目標とする。					
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	59.0 セット	59.0 セット	59.0 セット	59.0 セット			
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	連続乾燥炉から恒温槽への切り替え、クリーンルーム、組立室のエアコンの常時ONから一定時間停止の実施					
	(27)年度	工場の照明設備を更新する。					
	(28)年度	連続焼成炉をバッチ式焼成炉に切り替える。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	公共交通機関が利用できる従業員に自動車通勤からの変更を指導する。					
	上記の措置を採用する理由	二酸化炭素排出量の削減を図るため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・当工場は環境に優しい商品 (電気自動車の充電器及び電気自動車の周辺機器) を製造している。 ・工場周辺の公道に亀岡市とタイアップして花壇を作っている。						
特記事項	亀岡市役所が主管の「地球温暖化対策会議」に亀岡市の製造企業代表委員として参画している。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。